令和6年11月1日 第12648号

节和10年11月1日																			<i>7</i> 7 1 2	0405
	0		0	جنر	0	0	<i>T</i>	0	0	0	0		0	0	111	0				
	随		落	完 了	公	"	の完	開	公	IJ	公		指	指定	出区	土			F	Í
	意契		札者		共施		了	発 許	共測		共測		定居	障	域 の	壌汚				r
	約の		等の		設に			可を受	量の		量の		宅サ	害 児	指 定	染対				Ц
	相手方	企	決定		係る			け	終了		実施	公公	 ビ	通 所		策法	告	目	11	=
	\mathcal{O}	業			開			た 開					ス 事	支 援		に 基				長く
	決 定	局】			発行為に			発				告】	業 者	事業		づく	示	次	7,	
	/-	_			に関			行為に				_	\mathcal{O}	者の		づく形質変]			→
					す			関					指 定	指定		変更			4	R
					る工士			す る 工						足		更時			T	IX.
					事の			事								要 届			3	
	総		警		"	IJ		建	"	"	監		"	指		環			î	举 亍
	務企		察本								理課			導監		境管		担 当		司 [[
	画課		平部 会					築指導課			HAK			査課		理課		課	山 県	
	环		計					环						环		床		(室)	7	3-
			課																C	
																				目次
																				担当課(室)

◎岡山県告示第四百八十九号

定する区域(以下 土壤汚染対策法 「形質変更時要届出区域」という。)として次のとおり指定する。(平成十四年法律第五十三号)第十一条第一項の規定により同項に規

形質変更時要届出区域の台帳は、 岡山県環境文化部環境管理課において、

伊 太

準に適合していない特定有害物質の種類土壌汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第三十一条第一項の笠岡市笠岡字西ノ浜新田五六二八番一の一部形質変更時要届出区域として指定する区域

ふっ素及びその化合物

台帳の縦覧をもってこれに代える。 指定する形質変更時要届出区域の 細 省略し、 当該形質変更時要届出 区域

一に掲げる区域は、令和六年十月十五日における行政区域その他の区域によって

児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第二十一条の五の三第一項の規定によ◎岡山県告示第四百九十号

令和六年十一月一日次の指定障害児通所支援事業者を指定した。

の名称及び所在地

山県知事

伊 原 木

隆

太

放課後等デイサー ・ビス ウィ ズ

ユ

2

事業者の名称及び主たる事務所の所在笠岡市笠岡二三八八番地三三 笠岡市 地

笠岡市西大島新田三五二番地加主たる事務所の所在地合同会社Welina

令和六年十一月一指定年月日

五

児童発達支援、おサービスの種類 放課後等デイサービス

三三五〇五〇〇 事業所番号

四〇

兀

◎岡山県告示第四百九十一号

令和六年十一月一とおり指定居宅サービ 第四十一条第一項本文の規定により、

名称及び所在地

畄

山県知事

原 木

太

次の

2

事業者の名称及び主たる事務所の所在地岡山県苫田郡鏡野町薪森原九一番地二 所在地

所在地 株式会社 C R·

五.

岡山県苫田 鏡野町 上齋原九〇番地三

サービスの種類三三七三五〇〇五〇七介護保険事業所番号の和六年十一月一日指定年月日

兀

知があった。 第十四条第一項の規定により、備中県民局長から次のとおり公共測量を実施する旨の通〔五五七〕測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法

令和六年十一月一日

岡山県知事

山県知事 伊原木

太

田地内 工良、浅海及び小 東川面、西川面、 東川面、西川面、 区 域 公共測量 (二級基準点測量) \mathcal{O} 類 令和七年三月三十一日まで 測 間

第十四条第一項の規定により、倉敷市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知が〔五五八〕測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法

令和六年十一月一日

山県知事

原 木

須山及び亀山地内倉敷市二日市、加 域 量) 公共測量 測 (基準点測量及び水準測 \mathcal{O} 和七年三月三十一日まで令和六年十月十八日から令 測 太 間

測

区

令和六年十一月一日知があった。 第十四条第二項の規定により、備前県民局長から次のとおり公共測量を終了した旨の通第十四条第二項の規定により、備前県民局長から次のとおり公共測量を終了した旨の通

太

明瀬戸	測
内内市	量
邑久	区
町虫	域
公共測	測
測量	Ħ
(1-)	量
級基	0
準点	
測 量)	種
	類
令和	終
十 六 年	了
十月二	年
+	月
日	目
	Н

岡山県公報 第12648号 令和6年11月1日

令和六年十一月一日る開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。〔五六○〕次の者に係る都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条の規定によ

岡山県知事 伊 原

太

許可を受けた者の所在地、名称及び代表者の氏名総社市総社一丁目字田町西三九一番一、三九一番二、開発区域又は工区に含まれる地域の名称 字北田町裏四一一番

許可年月日及び許可番号

令和六年三月二十八日岡山県指令建指第四五八号

令和六年十一月一日る開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。〔五六一〕次の者に係る都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条の規定によ

岡山県知事 原 木

七七番六の一部津山市山北七六六番二、七六六番三、七六六番四、開発区域又は工区に含まれる地域の名称 七六六番五、 七六六番六、 七

許可を受けた者の所在地、名称及び代表者の氏名

許可年月日及び許可番号

三

令和六年五月三十一日岡山県指令建指第九七号

岡山県公報 第12648号 令和6年11月1日

る開発許可を受けた開発行為に関する工事のうち、 (五六二)次の者に係る都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条の規定によ 公共施設に関する工事が完了した。

令和六年十一月一日

岡山県知事 伊 原 木

総社市総社一丁目字田町西三九一番一、開発区域又は工区に含まれる地域の名称

三九一番二、 字北田町裏四一一

公共施設の種類

下水道

 \equiv 開発登録簿記載のとおり(開発登録簿は、位置及び区域

閲覧に供する。) 岡山県土木部都市局建築指導課において

名称及び代表者の氏名

許可を受けた者の所在地、

兀

代表取締役 石原 健三株式会社サン・コーポレーション

許可年月日及び許可番号

五.

令和六年三月二十八日岡山県指令建指第四五八号

岡山県公報 令和6年11月1日 第12648号

年政令第三百七十二号) [五六三] 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令 に基づき、 特定調達契約につき、 次のとおり落札者等を決定し (平成七

令和六年十

原 木 太

コプ \mathcal{O} か月特別 流検、 整備及び修理

三 契約に関する事務を担当する課等の名称及び所在令和六年十月十日から令和七年三月三十一日まで

地

岡山県警察本部警備部警備課

岡山市北区内山下二丁目四番六号

落札者を決定した日

兀

令和六年十月十日

落札者の名称及び所在地

五.

岡山市北区下石井二丁目三番八号朝日航洋株式会社岡山営業所

六

落札金額

五五五、〇〇〇円(うち消費税額及び地方消費税の額三、

五、〇五、

〇〇〇円)

契約の相手方を決定した手続 一般競争入札

七

八

和六年八月二十日

岡山県公報 令和6年11月1日 第12648号

三百七十二号。 ◎岡山県企業局公告第二号 \mathcal{O} 百七十二号。以下「政令」という。)に基づき、特定調達契約につき、次のとおり契地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成七年政令第 相手方等を決定した。

和六年十一月一日

山県公営企業管理者

水島中央監視制御特定役務の名称

御装置ソフ ウェア改修委託

契約期間

三 契約に関する事務を担当する課等の名称及び所在地令和六年九月二十七日から令和七年九月三十日まで

岡山県企業局総務企画課

山県岡山市中区古京町一丁目七番三六号

兀 契約の相手方を決定した日

令和六年九月二十七日

五.

広島県広島市中区袋町五番二五号株式会社日立製作所(中国支社契約の相手方の氏名及び所在地

契約の相手方を決定した手続

七

六

契約金額

五、五、

000,

〇 〇 〇 円

(うち消費税額及び地方消費税の額五、

000、000円)

(契約方法)

八 随意契約の理由

政令第十一条第一項第二号に該当するため